

訪問介護事業所 介護サービスゆかり 運営規程

指定訪問介護

いわき市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業

(事業の目的)

第1条 有限会社介護サービスゆかりが設置する訪問介護事業所介護サービスゆかり(以下、「事業所」という。)において実施する指定訪問介護及びいわき市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービスとしいわき市が定めるもの。以下、「訪問型サービス」という。)(以下、「指定訪問介護等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態等にある利用者に対し、指定訪問介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が可能な限りその者の居宅において生活ができるよう、その状態を踏まえながら身体介護・生活援助等の提供を行うことにより、利用者の日常生活の支援、生活機能の維持又は向上等を指すものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の居住する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 3 訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護サービスゆかり
- (2) 所在地 いわき市勿来町酒井関根 59 番地の 8

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、指定訪問介護等の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上

- ・サービス計画の作成等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席、利用者に関する情報の共有、地域包括支援センター等との連携に関すること。
- ・従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・従事者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理につい

て必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員 常勤換算2.5名以上

訪問介護員は、サービス計画に基づき指定訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

第6条 提供する指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
- (3) 生活援助に関する内容
- (4) 通院等乗降介助

(指定訪問介護の利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定訪問介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名捺印を受けることとする。

(訪問型サービスの内容)

第8条 提供する訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問型サービス計画の作成
- (2) 身体介護に関する援助
- (3) 生活援助に関する内容

(訪問型サービスの利用料及びその他の費用の額)

第9条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、「いわき市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名捺印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、勿来地区、常磐地区(遠野町を除く)、小名浜地区及び北茨城市の区域とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第 11 条 サービスの利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供する場合もあります。

(2) 訪問介護員の交代

① 利用者からの交代の申し出

選任された訪問介護員の交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することができません。

② サービス実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令は全て事業所が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって、利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

③ サービス利用の変更・追加

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示し協議します。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたり、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為

② 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受

③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④ 日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為(草むしり、花木の水やり、ペットの世話等)

⑤ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為(家具・電気器具等の移動、大掃除、窓ふき等)

⑥ 金銭の貸借、管理

⑦ 飲酒、禁煙

⑧ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑨ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

⑩ 訪問介護員の自家用車に乗車

⑪ 灯油等の危険を伴う物、高額の商品、電化製品、嗜好を伴う衣料品などの買い物

(衛生管理等)

第 12 条 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 従事者は、指定訪問介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、利用者の居住する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 14 条 事業所は、指定訪問介護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護等に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第 15 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(記録の整備)

第 16 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 事業所は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 指定訪問介護等に係るサービス計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 訪問介護の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努める。

3 定期的に業卵継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置に関する事項)

第 18 条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を概ね 6 月に 1 回以上開催する。その結果を訪問介護従業者に周知する。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 訪問介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のために研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待及びハラスメント防止に関する事項)

第 19 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 事業所における虐待及びハラスメント防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における虐待棒進歩ための指針を整備する。
- 三 訪問介護従業者に対し、虐待及びハラスメント防止のための研修を定期的実施する。
- 四 虐待及びハラスメント防止の措置を講じるための担当者を置く。

(身体拘束の適正化に関する事項)

第 20 条 事業所は、原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行わない。ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束せざると得ない場合は、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録する。

- 一 緊急性:直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えら

れる場合

- 二 非代替性: 身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・危険が及ぶことを防止することができない場合
- 三 一時性: 利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

一 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

二 継続研修 年 1 回以上

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社介護サービスゆかりと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 1 月 4 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 12 月 18 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 11 月 10 日から施行する。